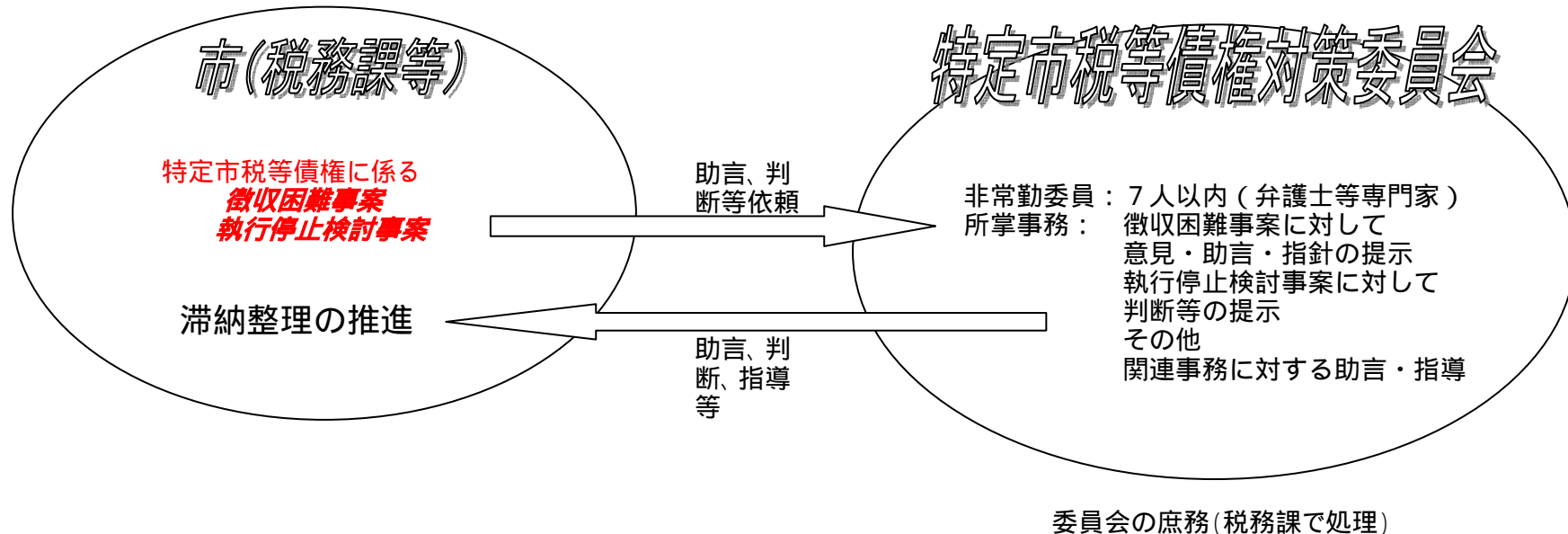


特定市税等債権対策委員会設置について

1 目的

- (1) 専門家の活用による滞納整理の推進
- (2) 市税等の徴収に対する市民の信頼の確保

2 事務処理の流れ



特定市税等債権

滞納整理に当たって高度な専門知識が必要なもの
執行停止等の適否について専門的立場からの判断等を聴く必要があるもの
その他特別の事情により徴収困難なもの